



枠組み編成ワーキンググループ運用細則

2018年9月18日 第1回部会等運営委員会承認

(目的)

第1条 本細則は、部会等運営委員会規程(1001)第4条に基づき設置する枠組み編成ワーキンググループ(以下、「WG」という)の組織・運営について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 WGは別途設置する「プログラム編成ワーキンググループ」に先立って、日本原子力学会「春の年会」および「秋の大会」の時間枠について検討、調整し、プログラム枠組みを編成する。

(組織)

第3条 WGは、別途定める「分類項目表」に則って、次にあげるメンバーをもって組織する。

- (1) 第I区分 総論 1名
- (2) 第II区分 放射線工学と加速器・ビーム科学および医学利用 1名
- (3) 第III区分 核分裂工学 1名
- (4) 第IV区分 原子力プラント技術 1名
- (5) 第V区分 核燃料サイクルと材料 1名
- (6) 第VI区分 核融合工学 1名
- (7) 第VII区分 保健物理と環境科学 1名

2 メンバーは部会等運営委員もしくはプログラム編成WGメンバーの中から選出する。

(任期)

第4条 第3条のメンバーの任期は1年とし、春の年会、秋の大会の計2回の枠組み編成を担当する。ただし、再任は妨げない。

2 前項のメンバーは、各回3~4名ずつ改選することが望ましい。

(委嘱)

第5条 第3条で選出したメンバーは、部会等運営委員会で決定し、部会等運営委員長が委嘱する。

(代理者)

第6条 第5条で決定したメンバーで、枠組み編成作業が不可能な場合は、代理者を立てることができる。

(枠組み編成作業)

第7条 枠組み編成作業に当たっては、別途定める「重複回避一覧」を参照し、関連の深い分野同士が極力重複しないように注意する。

2 枠組み編成結果については、プログラム編成ワーキンググループへ申し送る。

3 枠組み編成作業では、個々の研究発表ならびにプログラム編成には対応しない。明らかに区分違いと思われる研究発表があった場合は、プログラム編成ワーキンググループへその旨申し送る。

(改定)

第8条 本細則の改定は、部会等運営委員会で決定し、理事会に報告するものとする。

附則

1 平成22年5月21日 第3回部会等運営委員会制定，同日施行

2 改定履歴

① 平成26年8月8日 第1回部会等運営委員会承認 平成26年9月26日 第3回理事会報告

② 内規を細則に変更 平成28年6月8日 第3回部会等運営委員会承認，平成28年6月17日 第1回理事会報告

③ 2018年9月18日 第1回部会等運営委員会承認 2018年9月27日 第3回理事会報告

附則

1 平成26年8月8日改定の内規は、理事会報告の日から施行する。

2 平成28年6月8日改定の細則は、部会等運営委員会承認の日から施行する。

3 2018年9月18日改定の細則は、部会等運営委員会承認の日から施行する。